

加入者の漢字氏名等の登録について

現在、被保険者及び被扶養者(以下「加入者」という。)の資格情報については、資格取得届等に記載された漢字氏名等により、基幹システムへの登録及び管理を行ってきておりますが、届出された文字が標準的な文字以外(JIS 規格の標準文字及び共通文字コードによる文字以外)であった場合には、ユーザー固有の「外字」作成を行ったうえで登録管理をしております。

一方で、国においては、マイナンバーを活用した行政サービスを推進してきており、医療保険制度にあっても加入者情報とマイナンバーの紐づけが行われ、医療保険者等向け中間サーバーを経由してオンライン資格確認システムやマイナポータル等に連携され、資格情報等の確認が行われております。

しかしながら、自システムで作成した固有の外字については、連携先のシステムでは合致する文字が存在しないため、文字に代わり黒丸(●)が表示されることとなり、本人確認等ができない状態となっております。

このような状況を踏まえ、厚生労働省より事務連絡があり、医療保険者の資格情報で使用している文字についても標準化し、外部システムとの間で生じている黒丸(●)表示の解消を図ることとされたところです。

つきましては、加入者の漢字氏名の文字の登録管理について、以下のとおり取り扱うこといたします。

■現在、当組合の基幹システムに登録されている固有の外字については、(参考 2)「届出可能な標準的な文字の例」及び(参考 3)「届出不可能なユーザー外字の例」(以下「対応表」という。)により、固有外字に対応する標準的な文字に置換えます。

■今後提出していただく届書(資格取得届、被扶養者(異動)届及び氏名変更届等)に記載する氏名の文字については、別添の「対応表」を参考として、標準的な文字で記載してください。

なお、届書に標準的な文字以外の文字で記載された場合は、当組合において標準的な文字に置換えて登録することとなりますが、個別に通知等は致しませんので、決定通知書等や加入者ご本人がマイナポータルの資格情報画面でご確認ください。

■既に加入者に交付されている「資格情報のお知らせ」及び「資格確認書」については、差し替えをいたしません。(そのまま使用することが可能です。)